

(1) 一戸建ての住宅

区分	建築物の延べ面積 ※2※3	判定手数料 ※4	変更判定手数料 ※5	軽微変更手数料 ※6
仕様基準による場合	200㎡未満	17,000円	8,500円	8,500円
	200㎡以上	19,000円	9,500円	9,500円
仕様・計算併用法による場合	200㎡未満	25,000円	12,500円	12,500円
	200㎡以上	28,000円	14,000円	14,000円
その他の場合	200㎡未満	34,000円	17,000円	17,000円
	200㎡以上	37,000円	18,500円	18,500円

(2) 共同住宅等

区分	建築物の延べ面積 ※2※3※7	判定手数料 ※4	変更判定手数料 ※5	軽微変更手数料 ※6
仕様基準による場合	300㎡未満	32,000円	16,000円	16,000円
	300㎡以上	56,000円	28,000円	28,000円
仕様・計算併用法による場合	300㎡未満	50,000円	25,000円	25,000円
	300㎡以上	84,000円	42,000円	42,000円
その他の場合	300㎡未満	67,000円	33,500円	33,500円
	300㎡以上	112,000円	56,000円	56,000円

(3) 特定非住宅建築物（工場、倉庫その他これらに類するもの※1）

区分	建築物の延べ面積 ※2※3	判定手数料 ※4	変更判定手数料 ※5	軽微変更手数料 ※6
モデル建築物基準Bによる場合※8	300㎡未満	19,000円	9,500円	9,500円
	300㎡以上	26,000円	13,000円	13,000円
その他の場合	300㎡未満	23,000円	11,500円	11,500円
	300㎡以上	30,000円	15,000円	15,000円

(4) 一般非住宅建築物

区分	建築物の延べ面積 ※2※3	判定手数料 ※4	変更判定手数料 ※5	軽微変更手数料 ※6
モデル建築物基準Bによる場合※8	300㎡未満	85,000円	42,500円	42,500円
	300㎡以上	108,000円	54,000円	54,000円
その他の場合	300㎡未満	221,000円	110,500円	110,500円
	300㎡以上	277,000円	138,500円	138,500円

(5) 複合建築物

複合建築物については、住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして算定した手数料の合計額とします。

※1 建築基準法上の用途が、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設であり、当該用途のみに供するもの（これらの用途に付属する小規模な事務所等は、当該用途とみなす。）となります。

※2 建築基準法上の延べ面積となります。

※3 増改築の場合は、増改築部分のみの床面積となります。

※4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

※5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料【手数料は判定手数料の2分の1】

※6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当手数料【手数料は判定手数料の2分の1】

※7 共用部分を審査の対象から除く場合には、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で算定します。

※8 モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準となります。

2. 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 一戸建ての住宅

区分		建築物の延べ面積 ※2※3	認定申請手数料 ※4	変更認定申請手数料 ※5
適合証等がある場合※1		—	5,000円	2,500円
適合証等が無い場合	誘導仕様基準による 場合	200㎡未満	17,000円	8,500円
		200㎡以上	19,000円	9,500円
	誘導仕様・計算併用 法による場合	200㎡未満	25,000円	12,500円
		200㎡以上	28,000円	14,000円
	その他の場合	200㎡未満	34,000円	17,000円
		200㎡以上	37,000円	18,500円

(2) 共同住宅等

区分		建築物の延べ面積 ※2※3※6	認定申請手数料 ※4	変更認定申請手数料 ※5
適合証等がある場合※1		300㎡未満	10,000円	5,000円
		300㎡以上	20,000円	10,000円
適合証等が無い場合	誘導仕様基準による 場合	300㎡未満	32,000円	16,000円
		300㎡以上	56,000円	28,000円
	誘導仕様・計算併用 法による場合	300㎡未満	50,000円	25,000円
		300㎡以上	84,000円	42,000円
	その他の場合	300㎡未満	67,000円	33,500円
		300㎡以上	112,000円	56,000円

(3) 非住宅建築物

区分		建築物の延べ面積 ※2※3※6	認定申請手数料 ※4	変更認定申請手数料 ※5
適合証等がある場合※1		300㎡未満	10,000円	5,000円
		300㎡以上	16,000円	8,000円
適合証等が無い場合	モデル建築物基準Aに よる場合※7	300㎡未満	85,000円	42,500円
		300㎡以上	108,000円	54,000円
	その他の場合	300㎡未満	221,000円	110,500円
		300㎡以上	277,000円	138,500円

(4) 複合建築物

複合建築物については、住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして算定した手数料の合計額とします。

- ※1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の基準に適合していることについて、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査等を受け、適合証を添付して申請する場合となります。
- ※2 建築基準法上の延べ面積となります。
- ※3 増改築の場合で、棟全体で認定を申請する場合には、既存部分を含む床面積の合計となります。
- ※4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
- ※5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料【手数料は認定申請手数料の2分の1】
- ※6 共用部分を審査の対象から除く場合には、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で算定します。
- ※7 モデル建築物基準Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準となります。